

7 生徒指導・教育相談

(5) 児童生徒への指導 イ〈非行〉

非行の定義

非行が意味するものは多様だが、校内の指導にとどまらず、児童生徒やその保護者の私生活も関係機関の介入の対象となる。そのため、まず非行の定義と手続きを正確に理解し、適切な事実の把握と記録を前提に対応することが求められる。非行に対しては、市町村と児童相談所、児童福祉施設、警察や少年補導センターと家庭裁判所、少年鑑別所、少年院や保護観察所等、様々な関係機関が持つ権限を意識し、効果的な連携を活用した取組が求められる。学校としては、児童生徒理解と保護者との協働を前提に、生徒指導を行う。

少年法第3条では、非行のある少年を以下の三つに分けており、それぞれについて異なる取り扱いを定めている。

- 1 14歳以上で犯罪を行った少年（犯罪少年）
- 2 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（触法少年）
- 3 保護者の正当な監督に服しないなどの事由が認められ、今後犯罪少年や触法少年になるおそれのある18歳未満の少年（ぐ犯少年）

また、令和4年4月1日に改正少年法が施行され、18、19歳の者が罪を犯した場合にはその立場に応じた取扱いをするため、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めている。例えば、特定少年が犯した事件で起訴された場合には、実名・写真等の報道の禁止が解除される。

いじめや教職員への暴力行為が、犯罪や触法に当たる場合も少なくないため、学校が非行として考える場合には、どの枠組みで非行とするのかを明らかにするようにして、誤解を生まないようにする必要がある。

非行についての対応

学校における非行への対応は、児童生徒本人に対する直接的指導と保護者への助言が中心となるが、非行の内容に応じて様々な対応が必要になる。

1 正確な事実の特定

指導のことばかりを気にすると、事実確認が不十分なまま教職員の思い込みで指導が行われてしまうことにもなりかねない。児童生徒や保護者の信頼を失うことを避けるためにも、正確な事実の把握は非常に大切である。

事実の特定とは、いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように、行ったのか、といったことを確認するだけでなく、それらについて、本人や保護者が認めているのかを確認する。もちろん、教職員が考える事実を無理に認めさせたり、誘導したりしてはいけない。

2 児童生徒からの聴き取り

児童生徒との面接は、まずは客観的事実の把握が目的であり、児童生徒自らの言葉で話してもらうことが重要である。その中で、いわゆる「司法面接」の技術が活用されている。これは、多人数で何回も聴取するのではなく、聴取担当者を一人に限定し、極力少ない回数（可能な限り一回）で周到的準備の下に聴取を行うものである。児童生徒からの聴き取りにも参考となる。

3 本人や関係者の言い分の聞き取りと記録

本人や関係者の言い分をしっかりと聞き取る際には、その内容を、正確に時系列を追って記録しておくことが必要である。特に非行事実の有無や指導の内容に関しては、後日紛糾する可能性があるという視点を持ち、記録に基づく的確な指導を行う。

4 非行の背景を考えた指導

何度指導しても効果が現れず、非行が繰り返される場合には、改めてその背景を考えることが必要である。特に、児童生徒の発達に課題がある場合や、保護者の監護力の背景に様々な困難のある場合等では、本人の攻撃性や被害経験、対人関係等をよく観察して、指導を考える。そのため、SCやSSWと協働したアセスメントの充実と、医療や福祉等の外部機関との連携が求められる。

5 被害者を念頭においた指導

非行の結果、被害者がでる場合もある。この場合、加害者への指導を意識しすぎるあまり、被害者の思いや願いを見落とさないように注意する。

なお、被害者が児童生徒（他校生である場合も含む。）であれば、いじめに該当するという視点で対応することも不可欠である。

非行防止について

非行の防止を考えるには、多くの児童生徒が非行に走らない理由について考えてみることに役立つ。部活や勉強に打ち込んでいる、失いたくない大切なものがある、喜びや苦労を分かち合う仲間がいる、そして、何よりも家庭や学校に居場所があるなど様々な理由が考えられるが、そこには、児童生徒と家庭や学校をしっかりとつなぎとめる関係性がある。他方で、非行少年の多くは、家庭や学校との関係性が構築されていない、または切れかかっていると言える。家庭や学校で非行を未然に防止する秘訣は、児童生徒と家庭や学校との関係性をいかに強く切れにくいものにするかという視点が大切である。このことは、非行防止につながる発達支持的生徒指導とも捉えることができる。

児童生徒との関係性やつながりをつくるためには、教職員は児童生徒と境界線をはさんで対峙するのではなく、その境界線をまたいで児童生徒の隣に立って接するという姿勢も大切である。問題が起こったときに単に詰問・叱責するのではなく、どう対応するのか一緒に考える姿勢によって、児童生徒も心を開いていく。さらに、児童生徒と信頼関係があれば、児童生徒の間だけで伝わっている情報を話してくれるようになり、児童生徒だけが把握している非行や被害等の問題やその兆候に関する情報を収集することができるようになる。

次に、家庭や学校で児童生徒が打ち込めるものを一緒に探し、提供することが大切である。児童生徒が打ち込めるものがあれば、非行仲間とつきあう時間や、非行を行う時間を減らすことができる。そのためには、例えば、児童生徒の知的好奇心を刺激し、クラスの皆が積極的に参加意識を持てる授業づくりが大切である。さらに、自分の打ち込めることが見つければ、それが就労へとつながるという希望にもなる。児童生徒にとって、学校で過ごす時間が、自らの人生の目標や価値を見つけるための準備期間となるように支援することが大切である。

《参考資料》

□「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）